

令和 4 年 6 月 6 日 開 会

①

令和 4 年第 2 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和4年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第81号議案	令和4年度茨城県一般会計補正予算（第2号）…………… 1
第82号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 5
第83号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 10
第84号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例…………… 11
第85号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例…………… 14
第86号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例… 15
第87号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 16
第88号議案	つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
第89号議案	茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… 18
第90号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 19

予

算

第81号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,969,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292,448,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		211,372,271 ^{千円}	4,763,643 ^{千円}	216,135,914 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,605,348	53,257	53,658,605
	2 国庫補助金	154,802,556	4,710,386	159,512,942
12 繰入金		21,288,611	1,871,581	23,160,192
	2 基金繰入金	20,402,046	1,871,581	22,273,627
14 諸収入		141,834,754	3,334,000	145,168,754
	4 貸付金元利収入	117,762,652	3,334,000	121,096,652
歳入合計		1,282,479,142	9,969,224	1,292,448,366

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 生活環境費		14,546,815 ^{千円}	1,594,965 ^{千円}	16,141,780 ^{千円}
	3 環境保全費	10,634,654	1,594,965	12,229,619
5 保健福祉費		300,063,985	1,802,117	301,866,102
	1 厚生総務費	113,223,913	1,802,117	115,026,030
7 農林水産業費		42,041,188	261,722	42,302,910
	1 農業費	13,103,942	136,482	13,240,424
	2 畜産業費	2,461,319	125,240	2,586,559
8 商工費		143,887,124	6,310,420	150,197,544
	1 産業政策費	115,754,941	6,310,420	122,065,361
歳出合計		1,282,479,142	9,969,224	1,292,448,366

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急 支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和5年度	融資総額1億2千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急 支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	120,000千円

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	変 更 前	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和４年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和５年度 至 令和11年度	融資総額１億7,823万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
	変 更 後	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和４年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	同 上	融資総額17億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
新 分 野 進 出 等 支 援 融 資 損 失 補 償	変 更 前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和４年度 至 令和19年度	96,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	286,000千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 利 子 補 給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和４年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和５年度 至 令和７年度	230,235千円
	変 更 後	同 上	同 上	687,423千円

条 例 ・ そ の 他

第82号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれにも該当する者以外の職員

ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

(1) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)(において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第4条第3号中「当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「するとき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき)」を加え、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合

にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第15条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書(第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。)」を「人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

(企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であつて、次のいずれにも該当する者以外の職員

ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

- (1) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第4条第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「するとき」の次に「（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）」を加え、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）」を加え、同条に次の2号を加える。

- (3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同条を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「管理者」を「公営企業の管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第12条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書（第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。）」を「人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

（病院事業職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 病院事業職員の育児休業等に関する条例（平成18年茨城県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれにも該当する者以外の職員

ア その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

(1) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第4条第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「するとき」の次に「（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあつ

てはイに掲げる場合に該当するとき)」を加え、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「管理者」を「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第12条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書（第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。）」を「人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第83号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の478の項中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同表の479の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表の480の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表の480の4の項から480の9の項までを削り、同表の483の項中「第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第84号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第41条の7第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第41条の7第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、前項の申告書を提出させることができる。

第41条の9中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第41条の11第2項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を削る。

第41条の13の2第3項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

第41条の13の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

付則第7条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第10条第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（法附則第33条の2第2項各号に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第23条及び第25条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

付則第24条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

付則第26条の4第2項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

付則第37条第1項を削り、同条第2項中「付則第7条の4の2第1項及び第3項並びに」を「付則第7条の4の2第3項及び」に、「付則第7条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに付則第26条の4第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは「令和7年」とあるのは、」に改め、同項を同条第1項とする。

付則第38条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第24条第1項及び第38条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 付則第7条の4の2第1項、第26条の4第2項及び第37条の改正規定並びに次条の規定 令和5年1月1日
- (3) 第26条の2及び付則第10条第2項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和6年1月1日
(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次項及び第4項において「新条例」という。）付則第7条の4の2第1項から第3項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第4項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第3項及び第4項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第3項及び第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新条例付則第26条の4第2項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第4項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第4項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第4項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における前条第2号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例付則第37条第1項の規定により読み替えて適用される同条例付則第7条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

4 新条例付則第37条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年

度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第5条 茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和38年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき者にあつては、当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を知事に提出した場合に限り、適用する。

（茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第6条 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第41条の7第1項に規定する申告書と併せて（）」を「第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき法人にあつては、同項本文に規定する申告書と併せて、同項ただし書の規定の適用がある法人にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに（いずれの法人においても、）」に改める。

（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第7条 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定は、県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき者にあつては、当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を知事に提出した場合に限り、適用する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第85号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を 改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2年」を「3年」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第86号議案

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第87号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表土浦市の項中「240」を「239」に改め、同表古河市の項中「228」を「225」に改め、同表結城市の項中「93」を「98」に改め、同表常陸太田市の項中「139」を「141」に改め、同表北茨城市の項中「92」を「94」に改め、同表取手市の項中「189」を「191」に改め、同表つくば市の項中「271」を「285」に改め、同表ひたちなか市の項中「246」を「245」に改め、同表鹿嶋市の項中「98」を「97」に改め、同表守谷市の項中「95」を「96」に改め、同表常陸大宮市の項中「139」を「140」に改め、同表筑西市の項中「218」を「216」に改め、同表稲敷市の項中「107」を「108」に改め、同表小美玉市の項中「89」を「88」に改め、同表茨城町の項中「61」を「62」に改め、同表東海村の項中「65」を「62」に改め、同表美浦村の項中「28」を「29」に改め、同表河内町の項中「24」を「23」に改め、同表境町の項中「47」を「48」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第88号議案

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（平成15年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つくば市千現」を「つくば市東新井」に改める。

第3条の見出し中「支援室」を「事務室」に改め、同条中「支援室（事務室又は研究室をいう。以下同じ。）」を「事務室」に、「支援室を」を「事務室を」に改める。

第4条第1項及び第2項、第6条第5号、第7条（見出しを含む。）並びに第8条第2号中「支援室」を「事務室」に改める。

第9条第2号中「支援室」を「事務室」に改め、「**、ガス、水道及び下水道**」を削る。

第11条並びに第14条第1号から第4号までの規定及び第6号中「支援室」を「事務室」に改める。

別表研究室の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第89号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	を
「		そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	に
	令 第 7 条 第 14 号 に 掲 げ る 施 設			Aに0.033を乗じて得た額	
」					」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第90号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中茨城県立笠間高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立友部高等学校の項を削る。

茨城県立 I T 未来高等学校	笠間市大田町
-----------------	--------

別表第2中茨城県立竹園高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立つくば工科高等学校の項を削る。

茨城県立つくばサイエンス高等学校	つくば市谷田部
------------------	---------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（茨城県立友部高等学校及び茨城県立つくば工科高等学校の存続に関する経過措置）

- 2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立友部高等学校及び茨城県立つくば工科高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（茨城県立友部高等学校にあっては施行日から令和6年3月31日までの間に、茨城県立つくば工科高等学校にあっては施行日から令和7年3月31日までの間に、これらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦